

リサイクルできる品目が増えます



令和6年4月1より、現在収集しているプラスチック製容器包装に加えて、プラマークのないプラスチック製品（軟質プラスチックに限る）を下記の24品目に限り資源物として収集します。正しい分別により、町のごみ排出量が減少します。ご協力のほどお願い致します。

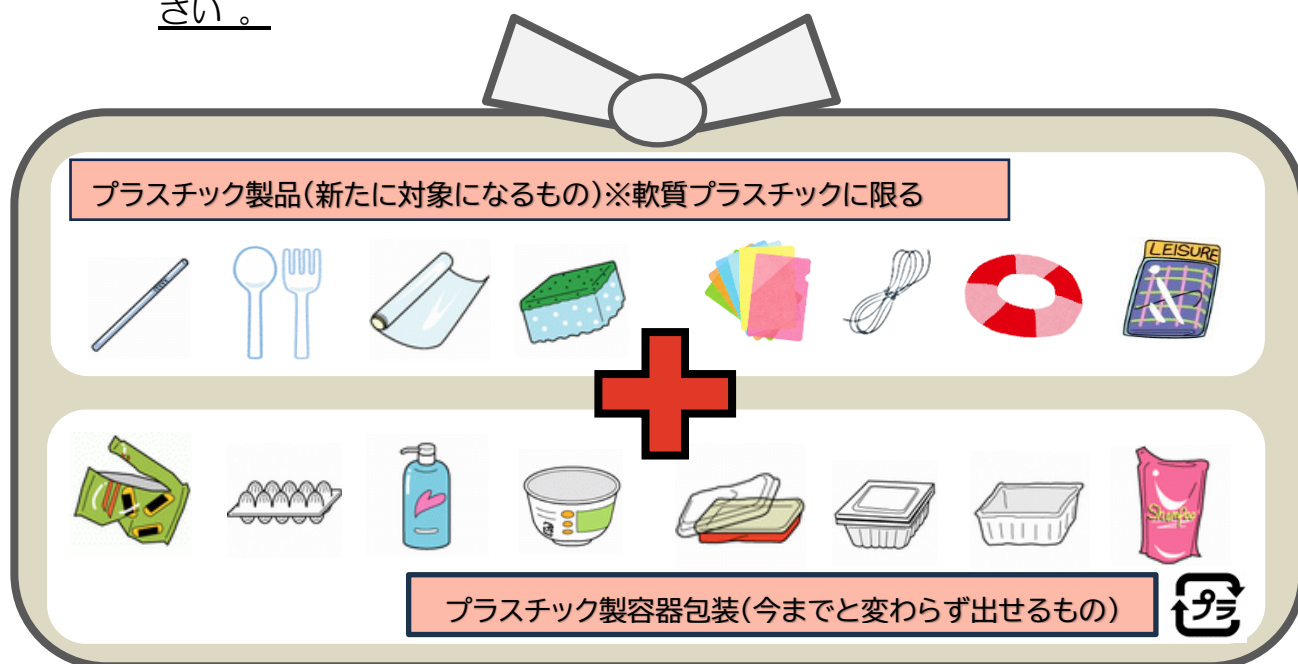
【新たに対象となる24品目】

浮き輪・浮き袋	スプーン	バススリッパ	ビニール袋・ポリ袋・ナイロン袋	
クリアファイル	スポンジ	発泡スチロール	ビニールふろしき	風呂マット
ジョイントマット	テーブルクロス	バラ（弁当仕切）	ビニールホース	ポリ手袋
湿布等のフィルム	荷造りひも	ビーチマット	PPバンド	ラップ
ストロー	ネット袋	ビニールシート	フォーク	ロープ

資源物としての出し方

【収集日】お住まいの地区のプラスチック製容器包装（プラ・資源）の日です。

【出し方】現在収集しているプラスチック製容器包装と一緒に透明な袋に入れて出してください。



注意事項

- ・硬質プラスチックは燃やせないごみへ出してください。
- ・シートやマットなどの大きいものは、折り畳まないで一辺が50cm以内になるよう切断して出してください。
- ・プラスチック以外の金属などは外して出してください。
- ・汚れが落ちないものは燃やせるごみに出してください。

問い合わせ 戸籍環境班 TEL84-1500

※イラスト出典日本容器包装リサイクル協会・経済産業省 (<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>)